

Ⅲ-3 産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

	規則第7条の9	2	2	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 1月に1回（埋立処分が終了した埋立地においては、3月に1回）以上
10	令第6条	1	3	<p>ヘ 汚泥の埋立処分（水面埋立処分を除く。）を行う場合には、あらかじめ、焼却設備を用いて焼却し、熱分解設備を用いて熱分解を行い、又は含水率85%以下にすること。</p> <p>チ 廃油（タールピッチ類を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。</p> <p>リ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15 cm以下に破碎し、切断し、若しくは溶融設備を用いて溶融加工し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。</p> <p>ヌ ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径おおむね15 cm以下に破碎し、若しくは切断し、焼却設備を用いて焼却し、又は熱分解設備を用いて熱分解を行うこと。</p> <p>ル ばいじん若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、ハからホまで及びヨによるほか、令第3条第3号ヲ（同号イからホまでに係る部分を除く。）の規定の例によること。</p>
20	令第3条		3	<p>ヲ ばいじん（集じん施設によって集められたものに限る。以下この号において同じ。）若しくは燃え殻又はばいじん若しくは燃え殻を処分するために処理したもの（以下この号において「ばいじん等」という。）の埋立処分を行う場合には、イからホまでによるほか、次によること。</p> <p>(1) ばいじん等が大気中に飛散しないように、あらかじめ、水分を添加し、固化化し、こん包する等必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 運搬車に付着したばいじん等が飛散しないように、当該運搬車を洗浄する等必要な措置を講ずること。</p> <p>(3) 埋め立てるばいじん等が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。</p>
30				<p>ヲ 腐敗物（次に掲げるもののうち、熱しゃく減量15%以下に焼却したもの及びコンクリート固化を行ったもの以外のものをいう。この号において同じ。）を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さは、おおむね3 m（当該産業廃棄物のうち、おおむね40%以上が腐敗物であるものにあつては、おおむね50 cm）以下とし、かつ、一層ごとに、その表面を土砂でおおむね50 cm覆うこと。ただし、小規模埋立処分を行う場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 有機性の汚泥</p> <p>(2) 令第2条第4号に掲げる廃棄物（食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物）（事業活動に伴って生じたものに限る。以下「動植物性残さ」という。）</p> <p>(3) 令第2条第4号の2に掲げる廃棄物（と畜場法（昭和28年法律第114号）第2条第2項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第1項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第6号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第1号に規定する食鳥に係る固形状の不要物）（事業活動に伴って生じたものに限る。）</p> <p>(4) 令第2条第10号に掲げる廃棄物（動物のふん尿（畜産農業に係るものに限る。））（事業活動に伴って生じたものに限る。以下「家畜ふん尿」という。）</p> <p>(5) 令第2条第11号に掲げる廃棄物（動物の死体（畜産農業に係るものに限る。））（事業活動に伴って生じたものに限る。）</p> <p>(6) (1)から(5)までに掲げる産業廃棄物を処分するために処理したもの</p>
				<p>ワ 廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。</p>
				<p>カ 特定家庭用機器産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、令第3条第3号トの規定の例によること。</p>
40	令第3条		3	<p>ト 特定家庭用機器一般廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、令第3条第2号への規定により再生し、又は処分すること。</p>
	令第3条		2	<p>ヘ 特定家庭用機器一般廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち一般廃棄物をいう。次号トにおいて同じ。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</p>

平成11年6月23日厚生省告示第148号 (特定家庭用機器廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法)	1		特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物（特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器が一般廃棄物又は産業廃棄物となったものをいう。以下同じ。）に含まれる鉄、アルミニウム、銅又はプラスチック（燃料以外の製品の原材料として利用することが容易なものに限る。以下同じ。）について、当該廃棄物から鉄、アルミニウム、銅若しくはプラスチック（以下「鉄等」という。）を使用する部品を分離し鉄等を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の鉄等を回収する方法	
	2		廃テレビジョン受信機（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。次号及び第4号において同じ。）のうちブラウン管式のものにあつては、ブラウン管に含まれるガラスについて、当該廃棄物からブラウン管を分離しこれを前面部及び側面部に分割しカレットとすることによりガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量のガラス若しくはガラス製品の原材料を得る方法	10
	3		廃テレビジョン受信機のプリント配線板のうち変圧器等が取り付けられた電源回路を有するもの及びこれと一体として設置されている部品について、当該廃棄物からこれらを分離し溶融加工することにより当該プリント配線板及び当該部品に含まれる金属を回収する方法又は当該方法により得られる量と同程度以上の量の金属を回収する方法	
	4		廃テレビジョン受信機のうち液晶式のもの（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）にあつては、次のイ又はロに掲げる方法	
		イ	蛍光管のうち水銀又はその化合物（以下「水銀等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。 (1) 破砕設備を用いて破砕するとともに、破砕に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(2)又は(3)のいずれかの方法（水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。以下同じ。）を当該汚泥又はばいじん一キログラムにつき千ミリグラム以上含有する汚泥又はばいじんにあつては、(3)の方法）により処理する方法 (2) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、水銀等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法。 (3) ばい焼設備を用いてばい焼する方法その他の水銀の回収の用に供する設備を用いて加熱する方法であつて、ばい焼その他の加熱工程により発生する水銀ガスを回収する設備を用いて当該水銀ガスを回収する方法	20
		ロ	液晶パネルのうち砒素又はその化合物（以下「砒素等」という。）を含むものについて、次のとおりとする。 (1) 溶融設備を用いて溶融した上で固化するとともに、溶融に伴って生じる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法。 (2) 焼成設備を用いて焼成することにより砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にするとともに、焼成に伴って生ずる汚泥又はばいじんについても(3)又は(4)のいずれかの方法により処理する方法。 (3) 薬剤処理設備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、砒素等が溶出しないよう化学的に安定した状態にする方法。 (4) 酸その他の溶媒に砒素等を溶出させた上で脱水処理を行うとともに、当該溶出液中の砒素等を沈殿させ、当該沈殿物及び脱水処理に伴って生ずる汚泥について、砒素等が溶出しない状態にし、又は製錬工程において砒素等を回収する方法	30
	5		廃エアコンディショナー、廃電気冷蔵庫、廃電気冷凍庫、廃電気洗濯機又は廃衣類乾燥機又は廃電気冷蔵庫（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。）に含まれる特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質並びに地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン（以下「特定物質等」という。）のうち冷媒として使用されていたものを発散しないよう回収する方法	
	6		廃電気冷蔵庫又は廃電気冷凍庫（特定家庭用機器一般廃棄物又は特定家庭用機器産業廃棄物であるものに限る。）の断熱材のうち特定物質等を含むものについて、次のイ、ロ又はハに掲げる方法	40
		イ	当該断熱材に含まれる特定物質等を発散しないよう回収する方法。	
		ロ	当該廃棄物から当該断熱材を分離し断熱材その他製品の原材料を得る方法。	
	ハ	当該断熱材を焼却することにより当該断熱材に含まれる特定物質等を破壊する方法。		
令第6条	1	3	ヨ 石綿含有産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、次によること。 (1) 最終処分場（第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場に限る。）のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないよう行うこと。 (2) 埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。	

Ⅲ-3 産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

10

20

30

40

令第6条	1	3	タ	ハ(1)に規定する燃え殻若しくはばいじん若しくは当該燃え殻若しくはばいじんを処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、ハ(1)に掲げるものを除く。）又はハ(3)に規定する汚泥若しくは当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、ハ(3)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固化すること。
			レ	ハ(5)に規定する汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、ハ(5)に掲げるものを除く。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、環境省令で定める基準に適合するものにし、又は環境大臣が定めるところにより固化すること。
			ソ	汚泥であって別表第5の9の項から22の項までの下欄に掲げる物質を含むもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限るものとし、令第6条の5第1項第3号ツに規定するものを除く。）又は当該汚泥を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないものに限る。）の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境省令で定める基準に適合するものにする。
			ツ	感染性産業廃棄物を令第6条の5第1項第2号ハの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。
H 4. 7. 3 環境庁告示 第42号 (特別管理 廃棄物を処分 又は再生した ことにより生 じた廃棄物の 埋立処分に関 する基準)	第3			令第3条第3号リ及びル並びに令第6条第1項第3号ツからムまでに規定する環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。
		1		焼却したことにより生じた廃棄物に関する基準
			イ	焼却されたものについては、感染性がないよう焼却されていること。
			ロ	液状又は泥状のものについては、それぞれ第1の1のハ（埋立処分を行ってはならないこと。）又はニ（含水率85%以下にすること。）の規定を準用する。
		2		熔融したことにより生じた廃棄物に関する基準
			イ	熔融されたものについては、感染性がないよう熔融されていること。
			ロ	液状又は泥状のものについては、それぞれ第1の1のハ（埋立処分を行ってはならないこと。）又はニ（含水率85%以下にすること。）の規定を準用する。
		3		滅菌又は消毒したことにより生じた廃棄物に関する基準
			イ	滅菌又は消毒されたものについては、感染性がないよう滅菌又は消毒されていること。
			ロ	液状又は泥状のものについては、それぞれ第1の1のハ（埋立処分を行ってはならないこと。）又はニ（含水率85%以下にすること。）の規定を準用する。
令第6条	1	3	ネ	廃PCB等の令第6条の5第1項第2号ニの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。
H 4. 7. 3 環境庁告示 第42号	第5			令第3条第3号リ及びル並びに令第6条第1項第3号ツからムまでに規定する環境大臣が定める基準は、次のとおりとする。
				廃PCB等を令第6条の5第1項第2号ニの規定により処分又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準
		1		脱塩素化反応によりPCBを分解したことにより生じた廃棄物に関する基準
			イ	脱塩素化反応により分解されたものについては、PCBが分解されていること。
			ロ	廃油については、焼却設備を用いて焼却すること。
			ハ	液状のもの（廃油を除く。）については、第1の1のハ（埋立処分を行ってはならないこと。）の規定を準用する。
			ニ	泥状のものについては、PCBが溶出しないよう処理し、かつ、含水率85%以下にすること。
		2		水熱酸化反応によりPCBを分解したことにより生じた廃棄物に関する基準
	イ	水熱酸化反応により分解されたものについては、PCBが分解されていること。		
	ロ	液状又は泥状のものについては、それぞれ第1の1のハ（埋立処分を行ってはならないこと。）又は1のニ（含水率85%以下にすること。）の規定を準用する。		

H 4. 7. 3 環境庁告示 第42号	第5	3	熱化学反応によりPCBを分解したことにより生じた廃棄物に関する基準	10	
		イ	熱化学反応により分解されたものについては、PCBが分解されていること。		
		ロ	液状又は泥状ものについては、それぞれ第1の1のハ（埋立処分を行ってはならないこと。）又は1のニ（含水率85%以下にすること。）の規定を準用する。		
		4	光化学反応等によりPCBを分解したことにより生じた廃棄物に関する基準		
		イ	光化学反応等により分解されたものについては、PCBが分解されていること。		
		ロ	廃油については、1のロの規定（焼却施設を用いて焼却すること。）を準用する。		
		ハ	液状のもの（廃油を除く。）又は泥状ものについては、それぞれ第1の1のハ（埋立処分を行ってはならないこと。）又は1のニ（含水率85%以下にすること。）の規定を準用する。		
		5	プラズマ反応によりPCBを分解したことにより生じた廃棄物に関する基準		
		イ	プラズマ反応により分解されたものについては、PCBが分解されていること。		
H 4. 7. 3 環境庁告示 第42号	第6	3	PCB汚染物の令第6条の5第1項第2号ホの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。	20	
		1	固形状のものについては、PCBが除去されていること。		
		2	廃油については、第3の1のロの規定（焼却施設を用いて焼却すること。）を準用する。		
		3	液状のもの（廃油を除く。）又は泥状のものについては、それぞれ第1の1のハ（埋立処分を行ってはならないこと。）又は第3の1のニ（PCBが溶出しないよう処理し、かつ、含水率85%以下にすること。）の規定を準用する。		
H 4. 7. 3 環境庁告示 第42号	第7	ラ	PCB処理物の令第6条の5第1項第2号ヘの規定による処分又は再生（焼却することを除く。）により生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。	30	
		1	脱塩素化反応、水熱酸化反応、熱化学反応、光化学反応等又はプラズマ反応により分解されたものについては、PCBが分解されていること。		
		2	固形状のものについては、第4の1の規定（PCBが除去されていること。）を準用する。		
		3	廃油については、第3の1のロの規定（焼却施設を用いて焼却すること。）を準用する。		
		4	液状のもの（廃油を除く。）については、第1の1のハの規定（埋立処分を行ってはならないこと。）を準用する。		
		5	泥状のものについては、第3の1のニの規定（PCBが溶出しないよう処理し、かつ、含水率85%以下にすること。）を準用する。		
令第6条	1	3	ム	廃石棉等を第6条の5第1項第2号トの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物又は石棉含有産業廃棄物を前号ニの規定により処分し、若しくは再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分を行う場合には、あらかじめ環境大臣が定める基準に適合するものにする。	40
H 4. 7. 3 環境庁告示 第42号	第4			石棉含有産業廃棄物を令第6条第1項第2号ニの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準	
		1		石棉処分方法告示第2条第1項第1号又は第3号の規定により石棉含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じた廃棄物（ニに規定するばいじんを除く。）については、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融されていること。	
		2		石棉処分方法告示第2条第1項第1号又は第3号の規定により石棉含有産業廃棄物の溶融を行ったことにより生じたばいじんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。	
		3		石棉処分方法告示第2条第1項第2号の規定により石棉含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（四に規定するばいじんを除く。）については、無害化処理告示第1条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理されていること。	
		4		石棉処分方法告示第2条第1項第2号の規定により石棉含有産業廃棄物の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、無害化処理告示第1条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又はばいじんが飛散しないようセメント固化されていること。	

Ⅲ-3 産業廃棄物の処分（埋立処分）基準

10	H 4. 7. 3 環境庁告示 第42号	第 4	5	石綿処分方法告示第2条第1項第4号の規定により石綿含有産業廃棄物の破碎（石綿含有産業廃棄物を同項第1号又は第3号に掲げる方法により処理するため行う破碎に限る。）を行ったことにより生じた粉じんについては、基準告示に規定する基準に適合するよう溶融され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。		
			6	石綿処分方法告示第2条第1項第4号の規定により石綿含有産業廃棄物の破碎（石綿含有産業廃棄物を同項第2号に掲げる方法により処理するため行う破碎に限る。）を行ったことにより生じた粉じんについては、無害化処理告示第1条に規定する基準に適合するよう当該無害化処理の方法により処理され、又は粉じんが飛散しないようセメント固化されていること。		
		第 8		廃石綿等を令第6条の5第1項第2号トの規定により処分し、又は再生したことにより生じた廃棄物の埋立処分に関する基準		
			1	特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年7月厚生省告示第194号。以下「特管処分方法告示」という。）第14号イの規定により廃石綿等の溶融を行ったことにより生じた廃棄物（2に規定するばいじんを除く。）については、第4の1の規定を準用する。		
			2	特管処分方法告示第14号イの規定により廃石綿等の溶融を行ったことにより生じたばいじんについては、第4の2の規定を準用する。		
			3	特管処分方法告示第14号ロの規定により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じた廃棄物（4に規定するばいじんを除く。）については、第4の3の規定を準用する。		
	4	特管処分方法告示第14号ロの規定により廃石綿等の無害化処理を行ったことにより生じたばいじんについては、第4の4の規定を準用する。				
	20		1	3	ウ	ハからムまでに掲げる基準は、特別管理産業廃棄物であるものについては、適用しないこと。
			2			法第12条第1項の規定による産業廃棄物（特別管理産業廃棄物以外のものであって、法第2条第4項第2号に掲げる廃棄物であるもの及び当該廃棄物を処分するために処理したものに限る。）の収集、運搬及び処分（再生を含む。）の基準は、令第3条の規定の例による。
		法第2条 (定義)	4	2		輸入された廃棄物（法第2条第4項第1号に掲げる廃棄物（事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物）、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。法第15条の4の4第1項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

30

40